

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
大阪市中央区北浜東3-9	郵便局株式会社 近畿支社 電話 06

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	郵便局事業（郵政グループ3社の代理店業務）							
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））							
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月							
基本方針	日本郵政公社の事業活動に伴って発生する平成18年度の二酸化炭素排出量を平成14年度排出レベルから2.2%削減する。（日本郵政公社時）							
推進体制	郵便局等の各施設は、各施設の長を環境施策推進責任者とする環境施策推進体制の下、各年度の環境行動計画を策定して、郵政公社版環境マネジメントシステムにより継続的かつ組織的に環境負荷削減に取り組む。（日本郵政公社時）							
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容					
	16~18	局舎管理	平成18年度における公社施設の単位面積当たりの電気使用量を平成14年度比で7.7%削減する。（日本郵政公社時）					
	16~18	局舎管理	平成18年度における公社施設の単位面積当たりの燃料（ガス、重油、灯油）使用量（発熱量換算）を平成14年度比で8%削減する。（日本郵政公社時）					
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成16）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）		
	A 事業所等排出区分	20,234 t	19,738 t	-2.5 %	3,749.3 t	-81.5 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%	t	%		
	排出合計	*1 20,234 t	*2 19,738 t	-2.5 %	*4 3,749.3 t	-81.5 %		
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等 （二酸化炭素換算（t））		報告年度（実績） 取組量等 （二酸化炭素換算（t））				
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t	/				
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量） t					
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量） kwh	（削減量） t					
		（熱供給量） GJ	（削減量） t					
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t					
	削減量等合計	*3 t					*5 t	
差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績） *1 20,234 t	目標年度（計画） *2)-(*3) 19,738 t	削減率（計画） -2.5 %				報告年度（実績） *4)-(*5) 3,749.3 t	削減率（実績） -81.5 %
特記事項	平成19年10月に日本郵政公社は民営分社化されました。郵便局で実績を把握できるのは、郵便局株式会社に建物管理権限がある郵便局だけとなるので、日本郵政公社時に策定した削減計画書との削減率の単純比較はできません。							
連絡先	担当部署							
	担当者氏名							
	住所							
	電話番号							
	ファクシミリ番号							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。

（例）グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入

注5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の使用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減、家庭における温室効果ガス排出量の削減効果の購入などを記入してください。